

特定非営利活動法人ルクス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ルクスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市港区明正2丁目131番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不登校、ひきこもり、障がいを抱えた者が、地域の中で安心して普通に暮らせるような地域社会づくりを目指し、居場所の整備と活用、働ける場所の開拓、ネットワークの構築などの社会支援活動を行い、もって開かれた家族、ふれあい豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ④ 託児事業
- ⑤ 不登校支援事業
- ⑥ 学習支援事業
- ⑦ ダンスレクリエーション事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、原則として、入会を認めなければならない。但し、そのものの入会につき、正当な事由がある場合は入会を認めないことができる。

4 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。但し、正会員が法人の場合は、当該法人に属し、当該法人から推薦を受けたものを選任の対象とする。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に

開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 50 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 事務局の組織の設置、変更及び廃止、運営
- (7) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他特定非営利活動法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。第 34 条第 4 項の規定による理事会の議決事項は、全員が議決対象とすることに同意した事項に限る。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が

別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 外川聖仁

副理事長 伊藤翔太
理事 池山由宣
監事 小林智哉

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0 円 年会費 0 円

(2) 賛助会員 入会金 50,000 円 年会費 30,000 円

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(令和元年 11 月 15 日)より施行する。

附則

この定款は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(令和 年 月 日)より施行する。

特定非営利活動法人日本介護医療マネジメント研究所
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

下記の事業について計画し、確実に実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・ 共同生活援助	(A)2025年9月(通年) (B)名古屋市 (C)7人	(D)名古屋市に住む精神・知的・身体障害者 (E)6名	1,200
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	①障害者が、地域生活へ移行するための支援や必要な障害福祉サービスの体験利用や宿泊体験などを提案すること ②障害者が、地域生活を営んでいく中で生じる悩みや不安、心配事などを聞き取り、その解消をすること	令和8年開始予定		

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	利用者の面談や訪問などを通じてプランを考えます。また作成した計画が最適かどうかのモニタリングもします。必要なサービスがあれば見直しや修正を行います。相談支援専門員は利用者の希望する生活や支援内容を一緒になって考え、話し合い作成します。	令和8年開始予定		
④託児事業	子供の預かりサービス	令和8年開始予定		
⑤不登校支援事業	①家庭訪問事業 ②フリースクール	(A)2025年6月(通年) (B)名古屋市 (C)4名	(D)小学4年生から中学3年生 (E)10名	900
⑥学習支援事業	① 家庭訪問事業 ② 塾	(A)2025年6月(通年) (B)名古屋市 (C)4名	(D)小学4年生から中学3年生 (E)10名	900
⑦ダンスレクリエーション事業	①ダンス指導 ②高齢者向けレクリエーション	(A) 2025年6月(通年) (B)名古屋市、新城市 (C)3名	(D)幼時から高齢者まで (E)30名	30

特定非営利活動法人日本介護医療マネジメント研究所

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

下記の事業について計画し、確実に実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・ 共同生活援助	(A) 通年 (B) 名古屋市 (C) 7 人	(D) 名古屋市に住む精神・知的・身体障害者 (E) 6 名	2,400
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	①障害者が、地域生活へ移行するための支援や必要な障害福祉サービスの体験利用や宿泊体験などを提案すること ②障害者が、地域生活を営んでいく中で生じる悩みや不安、心配事などを聞き取り、その解消をすること	(A) 2026 年 4 月 (随時) (B) 名古屋市 (C) 1 人	(D) 名古屋市に住む精神・知的・身体障害者 (E) 50 名	1,000
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相	利用者の面談や訪問などを通じてプランを考えます。また作成した計画が最適かどうかのモニタリングもします。必要なサービ	(A) 2026 年 4 月 (随時) (B) 名古屋市 (C) 1 人	(D) 名古屋市に住む精神・知的・身体障害者 (E) 50 名	1,000

談支援事業	スがあれば見直しや修正を行います。相談支援専門員は利用者の希望する生活や支援内容を一緒になって考え、話合い作成します。			
④託児事業	子供の預かりサービス	(A)2026 年 11 月 (通年) (B)名古屋市 (C)5 人	(D)5 歳～小学校 4 年生 (E)20 人	500
⑤ 不登校支援事業	①家庭訪問事業 ②フリースクール	(A)通年 (B)名古屋市 (C)4 名	(D)小学 4 年生から中学 3 年生 (E)10 名	1,200
⑥ 学習支援事業	①家庭訪問事業 ②塾	(A)通年 (B)名古屋市 (C)4 名	(D)小学 4 年生から中学 3 年生 (E)10 名	1,200
⑦ ダンスレクリエーション事業	① ダンス指導 ②高齢者向けレクリエーション	(A) 通年 (B)名古屋市、新城市 (C)3 名	(D)幼時から高齢者まで (E)30 名	45

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	1,200,000		
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	0		
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	0		
④託児事業	0		
⑤不登校支援事業	900,000		
⑥学習支援事業	900,000		
⑦ダンスレクリエーション事業	30,000	3,030,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			5,030,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	2,100,000		
法定福利費	120,000		
人件費計	2,220,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	15,000		
通信運搬費	45,000		
賃借料	750,000		
その他経費計	810,000		
事業費計		3,030,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,200,000		
法定福利費	80,000		
人件費計	1,280,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	60,000		
水道光熱費	90,000		
賃借料	150,000		
保険料	10,000		
租税公課	10,000		
雑費	60,000		
その他経費計	420,000		
管理費計		1,700,000	
経常費用計			4,730,000
当期正味財産増減額			300,000
前期繰越正味財産額			14,792,985
次期繰越正味財産額			15,092,985

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	2,400,000		
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	1,000,000		
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	1,000,000		
④託児事業	500,000		
⑤不登校支援事業	1,200,000		
⑥学習支援事業	1,200,000		
⑦ダンスレクリエーション事業	45,000	7,345,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			9,345,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	4,600,000		
法定福利費	445,000		
人件費計	5,045,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	240,000		
通信運搬費	60,000		
賃借料	2,000,000		
その他経費計	2,300,000		
事業費計		7,345,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	800,000		
法定福利費	60,000		
人件費計	860,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	40,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	90,000		
水道光熱費	120,000		
賃借料	400,000		
保険料	20,000		
租税公課	20,000		
雑費	60,000		
その他経費計	770,000		
管理費計		1,630,000	
経常費用計			8,975,000
当期正味財産増減額			370,000
前期繰越正味財産額			15,092,985
次期繰越正味財産額			15,462,985